

新型コロナウイルス感染者発生時の対応フローチャート(JS日進)

作成日 令和2年11月12日

新型コロナウイルス感染症に対する公社の取り組み

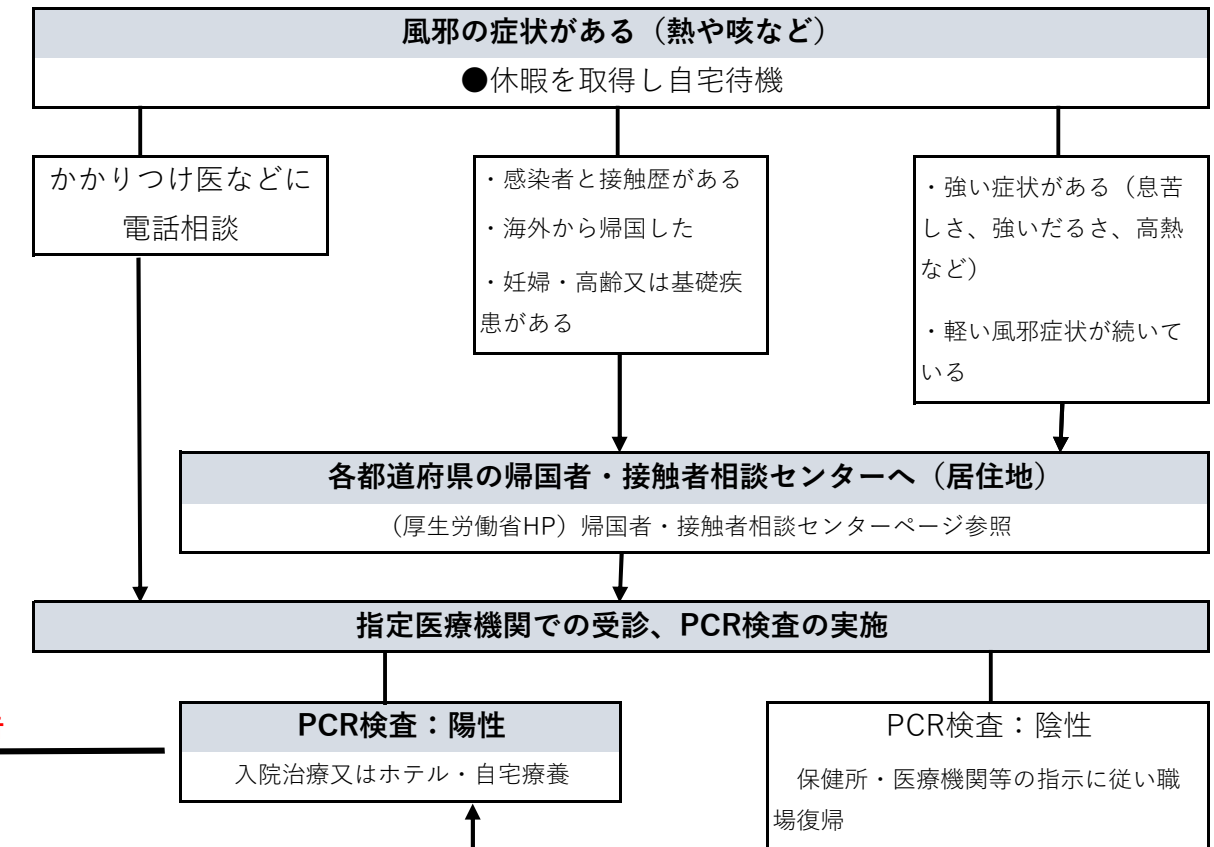
● 感染予防対策

- 1 入居事業所へ感染予防対策の徹底について依頼
- 2 厚生労働省作成のチラシを情報提供
- 3 通常清掃業務における共用部（エレベーター押しボタン、トイレ個室ブース扉、階段室扉ノブ等）の除菌
- 4 エレベーター内、トイレ、湯沸室等共用部及び飲料水自動販売機の抗ウイルス・抗菌処理の実施

● 館内で発生した場合の対応

- 1 全入居事業所への館内発生のお知らせ
- 2 会社と発生事業所との対応協議
- 3 専門業者による発生フロア及び共用部の消毒
- 4 該当事業所フロアの自然換気（外気導入）※必要に応じて

【感染が疑われる者】



【各事業所】

感染症罹患患者発生のお知らせ

報告

調査

調査

報告

報告事項

- 1 事業所名
- 2 感染者の性別
- 3 感染者の年齢
- 4 発症した日（新型コロナウイルスと確定した日）
- 5 事業所のこれまでの対応及び今後の対応（保健所の調査内容及び指示事項含む）
- 6 報告者氏名・連絡先

会社又は管理室への報告

会社：048-729-6397 平日（8:30～17:15）
管理室：048-654-4511 平日（8:30～17:30）

会社と事業所との対応協議

- 消毒について
実施の可否、実施時間、実施範囲、費用負担等
- 換気について
実施時間、実施範囲、実施方法等
- 事業所としての対応（公表等）

対応策の実施

保健所による積極的疫学調査（電話による聞き取り）

市内居住の場合：さいたま市保健所疾病予防対策課（8:30～17:15）

TEL 048-840-2220 FAX 048-840-2230

市外居住の場合：各地域の保健所（都道府県HP参照）

- ・濃厚接触者の特定
- ・消毒の実施範囲及び実施方法等の指示

◆新型コロナウイルス感染症に関する情報は、以下のホームページ等をご覧ください。

- 首相官邸HP <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>
- 内閣官房HP https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- 厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 埼玉県HP <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/shingatacoronavirus.html>
- さいたま市HP <https://www.city.saitama.jp/002/001/008/006/index.html>